

## 第 55 号議案

愛南町火災予防条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 8 日提出

愛南町長 清水 雅文

### 提案理由

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため。

愛南町火災予防条例の一部を改正する条例

愛南町火災予防条例(平成16年愛南町条例第213号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第1号中「(消防署長)」を「又は消防署長」に改め、同項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床土又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型又はキャビネット型のものであって、以下に該当するもの こんろ、グリル付こんろ、グリドル付こんろ	14 kW以下	10 0	15 注	15	15 注	注：機器本体の方又は後の距離を示す。	
				据置型レンジ	21 kW以下	10 0	15 注	15	15 注		
			不燃	開放式	組込型又はキャビネット型のものであって、以下に該当するもの こんろ、グリル付こんろ、グリドル付こんろ	14 kW以下	80	0	—		0
					据置型レンジ	21 kW以下	80	0	—		0
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃焼するもの	炭火焼き器	—	10 0	50	50	50		
				炭火焼き器	—	80	30	—	30		

		するもの						
上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100		
	使用温度が300℃未満のもの	—	100	500	100	500		

別表第3 電磁調理用機器の項中「電磁調理用機器」を「電気調理用機器」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の愛南町火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

愛南町火災予防条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第10条の2 略 (変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のものにあっては</u>、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) 略</p> <p>2、3 略 (急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長(消防署長)が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。</p> <p>ア、イ 略</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>(4) _____ 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(19) 略</p> <p>2 略</p> <p>第12条 略 (蓄電池設備)</p> <p>第13条 <u>屋内に設ける</u>蓄電池設備(定格容量と</p>	<p>第1条～第10条の2 略 (変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3)の2 _____ _____ 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) 略</p> <p>2、3 略 (急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長 <u>又は消防署長</u>が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。</p> <p>ア、イ 略</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>(4) <u>その筐体は</u>雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(19) 略</p> <p>2 略</p> <p>第12条 略 (蓄電池設備)</p> <p>第13条 _____蓄電池設備(蓄電池容量</p>

現 行	改 正 案
<p><u>電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満の</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ものを除く。以下同じ。)の伝送は、<u>耐酸性の床又又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又又は台上にあっては、耐酸性の床又又は台としないことができる。</u></p>	<p><u>が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、または破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又又は台上に設けなければならない。</u></p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 _____屋外に設ける蓄電池設備は、<u>雨水等の侵入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p>
<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第2項並びに本条第1項</u>の規定を準用する。</p>	<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第11条の2第1項第4号</u>の規定を準用する。</p>
<p>第14条～第43条 略 (火を使用する設備等の設置の届出)</p>	<p>第14条～第43条 略 (火を使用する設備等の設置の届出)</p>
<p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p>	<p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p>
<p>(1)～(12) 略</p>	<p>(1)～(12) 略</p>
<p>(13) 蓄電池設備 _____</p>	<p>(13) 蓄電池設備(<u>蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。</u>)</p>
<p>(14)、(15) 略</p>	<p>(14)、(15) 略</p>
<p>第45条～第48条 略</p>	<p>第45条～第48条 略</p>
<p>別表第1及び別表第2 削除</p>	<p>別表第1及び別表第2 削除</p>
<p>別表第3(第3条、第18条関係) <u>別紙のとおり</u></p>	<p>別表第3(第3条、第18条関係) <u>別紙のとおり</u></p>
<p><u>り</u></p>	<p><u>り</u></p>
<p>以下 略</p>	<p>以下 略</p>

(現行)

別表第3(第3条、第18条関係)

種類					入力	離隔距離 (c m)				備考	
						上 方	側 方	前 方	後 方		
中略											
厨房 設備	気体 燃料 以外	開放式	組込型	こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 k W以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
				据置型レンジ	21 k W以下	100	15 注	15	15 注		
		開放式	組込型	こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 k W以下	80	0	—	0		
				据置型レンジ	21 k W以下	80	0	—	0		
	上記に分類されないもの		使用温度が800℃以上のもの			—	250	200	300		200
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの			—	150	100	200		100
			使用温度が300℃未満のもの			—	100	50	100		50
中略											
電磁調理用機器	電気	不燃 以外	略	略	略	略	略	略	略	略	
						—	略	—	略		
						—	略	—	略		
						略	略	略	略		
						—	略	—	略		
						—	略	—	略		
	不燃	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
							—	略	—	略	
							略	略	—	略	
							略	略	—	略	
							—	略	—	略	
							—	略	—	略	

以下表略

備考 略

(改正案)

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類					離隔距離 (c m)						
					入力	上方	側方	前方	後方	備考	
中略											
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型又はキャビネット型のものであって、以下に該当するもの <u>の</u> <u>こんろ、グリル付こんろ、グリドル付こんろ</u>	14 k W以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
				据置型レンジ	21 k W以下	100	15 注	15	15 注		
			不燃	開放式	組込型又はキャビネット型のものであって、以下に該当するもの <u>の</u> <u>こんろ、グリル付こんろ、グリドル付こんろ</u>	14 k W以下	80	0	—		0
					据置型レンジ	21 k W以下	80	0	—		0
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50		
			木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30		
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100		
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50		
	中略										
電気調理用機器	電気	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	略	
						略	略	略	略		
						略	略	略	略		
						略	略	略	略		
						略	略	略	略		
						略	略	略	略		
	不燃	略	略	略	略	略	略	略	略		
						略	略	略	略		
						略	略	略	略		
						略	略	略	略		

以下表略

備考 略